

平成27年12月18日

各位

会社名 ニチレキ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小幡 学  
(コード番号5011 東証第1部)  
問合せ先 取締役専務執行役員  
管理本部長 高橋 保守  
(TEL: 03-3265-1511)

## 単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 単元株式数の変更について

## (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

## (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

## (3) 変更予定日

平成28年2月1日(月)

## (ご参考)

平成28年2月1日(月)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

## 2. 定款の一部変更について

## (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

## (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>(附 則)</u> 第1条 第8条(単元株式数)の変更は、平成28年2月1日から効力を生ずるものとする。 <u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

## (3) 効力発生日

平成28年2月1日(月)

以上